

2. 主要事項に関する検討状況等

(3) サービスの質の確保・向上

(3) サービスの質の確保・向上

ア. ケアマネジメントの体系的見直し

「ケアマネジメントの体系的見直し」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「ケアマネジメントについては、今後の給付体系の見直しなどを踏まえつつ、公平・公正の確保及び包括的・継続的マネジメントの強化の観点から体系的見直しを行っていくことが必要である」とされている。この報告を踏まえ、今後、順次具体的な内容をお示しするが、現時点における検討状況をお示しする。

〔1〕 包括的・継続的マネジメントの強化

高齢期になっても住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を続けられるようにするためには、高齢者一人一人の日常生活全体を重層的に支える観点から、介護保険の介護サービスだけでなく、医療ニーズが必要になった時の医療サービスや様々な生活援助サービス、さらにはボランティアや地域住民などによるインフォーマルなサービスが連携して、包括的なマネジメントのもとで提供される体制が整備されていることが必要である。

また、これらのサービスは、高齢者が住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を送ることができるよう、要介護状態になる前からの日常的な健康管理や介護予防に始まり、介護が必要になった時には介護サービスが提供され、最期にはターミナルケアが切れ目なく、一貫した体制の下で提供されることが必要であり、このためには、利用者一人一人について地域で主治医やケアマネジャーをはじめ様々な職種や人材が連携しながら、継続的にフォローアップする体制が確立されている必要がある。

こうした観点から、現在でも、高齢者や家族が地域において身近に相談

できる窓口機能や、ケアマネジャーに対する支援、介護保険のサービスとそれ以外の様々な地域のサービスが連携して提供されるよう調整を担う機関として、市町村において、在宅介護支援センターが設置されているが、介護保険制度の施行以降、ケアマネジャーにその役割を任せきりになってしまっている、現行のケアマネ事業所との役割分担が明確でない、といった問題が指摘されており、現行の在宅介護支援センターは、高齢者の生活全体を地域において包括的・継続的に支えるためのマネジメントの役割を十分に果たしているとはいえない状況にある。

このため、この包括的・継続的に支えるためのマネジメントの体制を再構築し、体制の強化を図る観点から、「地域包括支援センター」（仮称）を創設することを検討しているところである。

「地域包括支援センター」（仮称）は、支援困難事例等を抱えるケアマネジャーに対する相談・支援やスーパーバイザー的な役割、高齢者に対する情報提供、地域における総合的なマネジメントを実施・調整等を行う役割を担うことが想定されている。具体的な整備の体制等については、「地域包括支援センター（仮称）の整備について」を参照されたい。

ケアマネジャーの行うケアマネジメントについても、高齢者が住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を送ることができるよう、利用者一人一人について、在宅サービスと施設サービス、医療サービスと介護サービス等が、連携して一貫した体制で提供されることが必要であり、このような包括的・継続的なマネジメントを評価する観点から、ケアマネジメントの報酬について、主治医との継続的な関わりなど、在宅と施設、医療と介護との連携を評価する方向で見直しを行うことを検討している。

〔2〕 ケアマネジメントの公平・公正の確保、介護支援専門員の専門性の確立

ケアマネジメントは、利用者一人一人の心身の状況を適切に評価し、本人の自立支援の観点から必要な介護サービスが提供されるようにするものであり、高齢者が地域でできるだけ自立した生活を送ることができるようにするための制度の要であるが、ケアマネ事業所が他の居宅サービス事業所と併設している割合が高く、ケアマネジメントの中立性・公正性の確保の観点から問題がある、ケアマネジャー1人当たりの担当利用者数が多いためケア担当者会議の開催等が十分にできていない、といった問題が指摘されている。

このため、「介護保険制度の見直しに関する意見」(介護保険部会報告)において、「ケアマネジャーについては、まず、専門性の確立の観点から、一定の範囲内での現任研修を義務化するなど研修の強化を図るとともに、基準や報酬と連動した研修・資格の体系的見直しを行う必要がある。また、資格要件についても更新制を導入し、更新時の研修を義務づけるなどの見直しを検討する必要がある」、「ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数など基準の見直しを行うとともに、独立性を高める方向での報酬の見直しが求められる」とされている。

これらの意見を踏まえ、ケアマネジャーの専門性を確立する観点から、「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」(委員長：井形昭弘名古屋学芸大学学長、参考1参照)において、ケアマネジャーの更新時の研修の仕組み、個々のケアマネジャーが将来にわたって活動していく段階ごとに適合したキャリアアップの仕組みや、生涯にわたる研修体系等について検討しているところであり、本年10月を目途に中間報告が行われる予定である。ケアマネジャーの資格の体系については、同研究委員会の報告を踏まえ、さらに検討を進めていくこととしている。

※ 上記の仕組みにより、ケアマネジャー及び介護支援専門員実務研修受講試験合格者の管理は、更新時の研修受講履歴や取消履歴等の情報を都道府県間で確認できる共有のネットワークが必要となることが想定される。このため、平成18年度の施行を念頭に置きつつ、施行の準備上、平成17年度予算の概算要求の中で、このネットワークの構築に必要な予算を要求しているところである。

現在考えている内容は、国において平成17年度前半で共通のシステムを開発し、そのソフトを各都道府県に配布することとしている。システム内の情報は個人情報が多く含まれているため、各都道府県間を結ぶネットワークには、W I S H（厚生労働行政総合情報システム）の活用を想定している。

〔3〕ケアマネジャーの責任の明確化

ケアマネジャーは、現行、都道府県ごとに登録することとされているが、ケアマネ事業所ごとに所属しているケアマネジャーを届け出ることとされていないため、介護報酬の請求に際して提出される居宅サービス計画を確認するだけでは、実際に当該ケアマネ事業所に所属しているケアマネジャーが作成したものかどうかを把握することができない。

このため、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「責任と権限の明確化の観点から、介護保険制度における事業所の指定とケアマネジャーの指定を独立して行い、それぞれの責任を明確化する「二重指定制度」を導入すること」とされており、ケアマネ事業所に対し、所属するケアマネジャーの名前等を届け出ることを義務付けるとともに、ケアマネジャーごとに請求状況を把握できるような仕組みを導入することを検討している。

※ 上記の仕組みにより、ケアマネ事業所ごとにケアマネジャーを管理し、ケアマネジャーごとに請求状況を管理するシステムが必要となることが想定される。このため、平成18年度の施行を念頭に置きつつ、施行の準備上、平成17年度予算の概算要求の中で、このシステムの構築に必要な予算の要求をしているところである。

(参考1)

介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究について

1. 研究の目的

ケアマネジャーの資質の向上を図る観点からその者のステージに適合したスキルアップの仕組みについて検討し、生涯学習としての研修体系の構築を行う。

2. 研究課題

- 審議会等で指摘されている「更新制」のスキーム検討
- ケアマネジャーのキャリアアップを支える研修体系検討
 - ・ 現任研修のあり方
 - ・ 実務経験豊富な者の研修のあり方
 - ・ スーパーバイザー的なケアマネ（主任ケアマネ）の位置づけ
- 実務非従事者が実務に就く際の再研修のあり方

3. 研究実施団体

（財）長寿社会開発センター

4. 委員（敬称略）

委員長：井形 昭弘（名古屋学芸大学 学長）
國光 登志子（立正大学社会福祉学部 助教授）
齊藤 学（全国介護支援専門員連絡協議会 副会長）
佐藤 美穂子（日本訪問看護振興財団 常務理事）
外川 達也（前東京都福祉局保険部介護保険課
課長補佐）
中島 健一（日本社会事業大学社会福祉学部 教授）
濱田 和則（ナーシングホーム智鳥 施設長）

大阪府介護支援専門員協議会 事務局長)
堀尾 慎彌 (全国在宅介護支援センター協議会副会長)
前沢 政次 (北海道大学医学部 教授)
矢部 正治 (日本社会事業大学大学院 助教授)

5. スケジュール

平成16年度	研修体系のスキーム検討
平成17年度	研修カリキュラム検討

イ 地域包括支援センター（仮称）の整備について

1. 地域包括支援センター（仮称）について

(ア) 基本的な考え方

今般の介護保険制度の見直しにおいては、「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」を踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター（仮称）」を創設する方向で検討を進めている。

(参考)

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、

- ① 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」
- ② 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」
- ③ 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」

という3つの基本機能を担う「地域包括支援センター（仮称）」を創設

することを検討する必要がある。

この「地域包括支援センター（仮称）」については、市町村を基本としつつ、その対象とする圏域や具備すべき機能、配置の在り方等について検討する必要がある。この場合、地域における多種多様な資源を十分に活用できるよう、地域に開かれたものとするのが重要である。

～「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 16 年 7 月 30 日 社会保障審議会介護保険部会報告）より抜粋～

この「地域包括支援センター（仮称）」は、「総合的な相談窓口機能」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」などの機能を担うことから、現行の在宅介護支援センターの役割を踏襲しつつ、時代の要請に応じて新たな機能も備えていく必要があるものと考えており、現時点における考え方は、以下の（イ）～（カ）のとおりである。

（イ）機関の位置付け

（責任主体は市町村）

「地域包括支援センター（仮称）」は、「総合的な相談窓口機能」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的なマネジメント」という3つの基本機能を備えた機関と考えているが、こうした機能は、市町村の責任下で実施されてこそ適正な運用が行われると考えられることから、「地域包括支援センター（仮称）」の責任主体は市町村とする。

(多様な主体への事業委託)

市町村を責任主体としつつ、地域における多種多様な資源を十分に活用できるよう、地域に開かれたものとするのが重要であることから、在宅介護支援センターと同様に、様々な主体に対し事業委託を行うことも可能とする方向で考えている。

*委託業務の範囲や委託先種別の範囲等については、今後検討。

(法的な位置付け)

また、「地域包括支援センター（仮称）」はいわゆる”機関”という位置付けであるが、法整備上は「機能」、「実施機関」のそれぞれの規定を設ける方針である。

*具体的にどのような機能をどう規定するかについては、今後検討。

(ウ) 対象とする圏域

(基本は「生活圏域」)

今後、市町村が介護保険事業計画を策定するに当たっては、「生活圏域」を単位として、地域の多様性を活かした「面」的なサービス基盤の整備を進めることとしており、「地域包括支援センター（仮称）」が対象とする圏域も「生活圏域」を基に考えていく必要がある。

*どの程度の「生活圏域」毎に配置するかなどの標準的な目安の提示の是非については、今後検討。

(参考)

- 市町村は、地域の実情に応じて利用者の日常生活圏域を勘案した

「サービス圏域」を設定し、この圏域単位に整備すべきサービスの種類と量を定める。

- 市町村計画においては、介護サービスに関する事項のみならず、介護予防に関する事項や、前述の地域包括支援センターに関する事項も盛り込むものとする。

～「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 16 年 7 月 30 日 社会保障審議会介護保険部会報告）より抜粋～

なお、各市町村が「地域包括支援センター（仮称）」の設置数を決定する際には、以下の点に留意する必要がある。

- (a) 「地域包括支援センター（仮称）」は、市町村行政の機能を担うことから、最低でも市町村毎に 1 か所の設置が必要と考えられること。
- (b) 同一市町村内で複数の「地域包括支援センター（仮称）」が設置された場合、相互の連携が必要不可欠であること。

また、「地域包括支援センター（仮称）」の統括的な機能を確保しつつ、より地域に密着した場において発揮すべき機能については「外出し＝ブランチ方式」により実施していくことも考えられる。

（現行の在宅介護支援センターからの移行について）

現行の在宅介護支援センターが「地域包括支援センター（仮称）」に移行する場合には、上記のような「地域包括支援センター（仮称）」

の配置の考え方を踏まえ、各市町村において検討されるべきものと考えている。

(エ) 具備すべき機能

「地域包括支援センター（仮称）」が担うべき具体的な機能については、今後さらに検討を進めていくこととしているが、現時点におけるおおよその整理は次のとおりである。なおそれぞれの機能に係る実務に関する検討結果については、実践マニュアルを作成し、お示ししたいと考えている。

○総合的な相談窓口機能

- ・ 初期相談対応
- ・ 専門相談支援（専門的な相談対応機関（※）へのつなぎ）

（※）・医療機関（痴呆介護関係、リハビリテーション関係等）

・司法機関（高齢者虐待、権利擁護関係等）

・その他の機関（消費者保護、障害者関係等）

・実態把握

- ・効果的・効率的な実態把握手法の開発
- ・地域の高齢者及びその家族等に関する情報集約・情報管理
- ・集約、管理された情報の分析 等

・権利擁護（虐待防止ネットワークの構築、成年後見等）等

○介護予防マネジメント

- ・介護予防プランの作成等の介護予防サービスの利用に要する業務

（アセスメントの実施～介護予防プランの策定～（プランの実施）～